

高齢者日常生活用具給付のご案内

1. 給付種目について

同一の種目番号について、申請は1回のみです。

※区が作成したカタログ「高齢者日常生活用具給付事業のご案内」の中よりお選びください。

申請書に①製品名②色③製品を確認した店舗等をご記入ください。

業者より、ご自宅へ配送いたします(申請受付より2週間～3週間程度)。

※なお、品物をすでに購入された場合等、遡っての現金助成はできませんので、ご注意ください。

給付種目	基準額	対象となる方	備考
1 入浴補助用具 (各用具ごと数種類)	90,000	65歳以上の下肢が不自由な方で、 介護保険認定「自立(非該当)」の方	・入浴用いす ・浴槽内いす ・入浴台 ・すのこ ・浴槽用手すり
2 シルバーカー (11機種)	35,100	65歳以上の下肢の不自由な方で、 シルバーカーを使用することにより、 歩行の安定をはかれる方	ご本人が現物を取扱い店舗で試してから申請してください
3 電磁調理器□ (2種類)	45,400	65歳以上で認知機能の低下があり、 防火等の配慮が必要なひとり暮らし の方	電磁調理器の申請には必ず本人以外 の受取立会人が必要になります 電磁調理器と併せて、電磁調理器対応 器具も申請いただけます
4 マットレス (4種類)	60,000	65歳以上で、社会福祉協議会の貸 与する介護用電動リサイクルベッド を利用する要介護1以下の方	

2. 自己負担金について

①基準額(基準額を下回った場合は、その額)の10%が自己負担金となります。

90%は区が後日、業者に支払います。

※生活保護受給中の方は、自己負担金は免除

※入浴補助用具は10%、もしくは所得の応じて20～30%が自己負担となります。

②基準額を上回った額は、全額自己負担になります(生活保護受給中の方も同様)。

③自己負担金は、納品時に、現金で業者へお支払いください。

3. 申請者のご都合による、納品後の返品・交換はお受けできません。

4. 修理等につきましては、自己負担でお願いいたします。